

特定非営利活動法人 まつえ・まちづくり塾定款

第1章 総則

第1条（名称）

この法人は、特定非営利活動法人まつえ・まちづくり塾という。

第2条（事務所）

この法人は、主たる事務所を島根県松江市に置く。

第3条（目的）

この法人は、まちづくりの実践及び提案に関する事業を行い、住民参加のまちづくりのあるべき姿を追求する。また、まちづくりに関心を持つ多くの者に対し、親睦・交流を深めるための情報提供やネットワークの機会の提供を行うことにより地域社会への貢献に寄与することを目的とする。

第4条（活動の種類）

この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

（1）特定非営利活動に係る事業

- ①保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- ②社会教育の推進を図る活動
- ③まちづくりの推進を図る活動
- ④学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- ⑤地域安全活動
- ⑥男女共同参画社会の形成の促進を図る活動
- ⑦子どもの健全育成を図る活動
- ⑧情報化社会の発展を図る活動
- ⑨経済活動の活性化を図る活動
- ⑩職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動
- ⑪観光の振興を図る活動
- ⑫農山漁村又は中山間地域の振興を図る活動
- ⑬前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

第5条（活動に係る事業の種類）

この法人は、第3条の目的を達成するため、次の種類の特定非営利活動に係る事業を行う。

- ①まちづくりに関する事業（事業提案・事業運営等）
- ②情報交換、情報発信事業（講演会・見学会等）

第2章 会員

第6条（会員の種別）

この法人の会員は、次の1種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法における社員とする。

この法人の目的に賛同して入会した個人又は団体

第7条（入会）

正会員の入会については、特に条件を定めない。

- 2 正会員として入会しようとするものは、代表理事が別に定める入会申込書により、代表理事に申し込むものとし、代表理事は、そのものが前項各号に掲げる条件に適合すると認めるときは、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- 3 代表理事は、前項のものを入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

第8条（入会金及び会費）

会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

第9条（会員の資格喪失）

会員が次のいずれかに該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1)退会したとき。
- (2)死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3)未納の会費を督促後、1年以上滞納したとき。
- (4)除名されたとき。

第10条（退会）

会員は、代表理事が別に定める退会届を代表理事に提出して、任意に退会することができる。

第11条（除名）

会員が次のいずれかに該当する場合には、総会において正会員総数の3分の2以上の議決に基づき、除名することができる。ただし、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1)この法人の定款又は規則に違反したとき。
- (2)この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

第12条（会費等の不返還）

既納の入会金、会費その他の拠出金品は、返還しない。

第3章 役員

第13条（役員の種別及び定数）

この法人に次の役員を置く。

- (1)理事 3人以上
 - (2)監事 1名以上
- 2 理事のうち、1人を代表理事、2人以内を副代表理事とする。

第14条（役員を選任等）

理事及び監事は、理事会において選任する。

- 2 代表理事及び副代表理事は、理事会において互選する。
- 3 理事及び監事は、相互にこれを兼ねることができない。
- 4 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員総数の3分の1を超えて含まれることにならない。

第15条（役員職務）

代表理事は、この法人を代表し、その業務を総理する。

- 2 副代表理事は、代表理事を補佐し、代表理事に事故があるとき、又は代表理事が欠けたときは、代表理事からあらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。
- 3 理事は、理事会を構成し、業務を執行する。
- 4 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1)理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (2)この法人の財産の状況を監査すること。
 - (3)前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
 - (4)前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。
 - (5)理事の業務執行の状況又はこの法人の財産・経理処理の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

第16条（役員任期）

役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠又は増員により選任された役員任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。
- 3 役員は、辞任の後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。
- 4 後任役員が選任されていない場合に限り、任期の来日後最初の理事会が終結するまでその任期を延長することができる。

第 17 条（役員解任）

役員が次のいずれかに該当する場合には、理事会において正会員総数の 3 分の 2 以上の議決に基づき解任することができる。ただし、その役員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があると認められるとき。

第 18 条（役員報酬）

役員は、その総数の 3 分の 1 以下の範囲で報酬を受けることができる。

- 2 役員には、その職務を遂行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 役員報酬及び費用弁償に関し必要な事項は、総会の議決を経て、代表理事が別に定める。

第 4 章 総会

第 19 条（総会種別）

この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の 2 種とする。

第 20 条（総会構成）

総会は、正会員をもって構成する。

第 21 条（総会権能）

総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業計画及び収支予算並びにその変更
- (5) 事業報告及び収支決算
- (6) その他運営に関する重要事項

第 22 条（総会開催）

通常総会は、毎年 1 回開催する。

- 2 臨時総会は、次のいずれかに該当する場合に開催する。
 - (1) 理事会が必要と認めたとき。
 - (2) 正会員の 5 分の 1 以上から会議の目的を記載した書面または電磁的方法によって開催の請求があったとき。
 - (3) 監事から第 15 条第 4 項第 4 号の規定により招集があったとき。

第 23 条（総会招集）

総会は、前条第 2 項第 3 号の場合を除いて、代表理事が招集する。

- 2 代表理事は、前条第 2 項の規定による請求があったときは、その日から 30 日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面または電磁的方法をもって、少なくとも 5 日前までに通知しなければならない。

第 24 条（総会議長）

総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

第 25 条（総会定足数）

総会は、正会員の過半数の出席がなければ開会することができない。

第 26 条（総会議決）

総会の議決は、この定款で特別に規定するもののほか、出席正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

第 27 条（総会書面表決等）

やむを得ない理由のために総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面または電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

- 2 前項の場合における前 2 条の規定の適用については、その正会員は総会に出席したものとみなす。

第 28 条（総会の議事録）

総会の議事については、次に掲げる事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 正会員の現在員数、出席者数及び出席者氏名（団体会員にあっては、名称及び出席者氏名、書面または電磁的方法表決者及び表決委任者の場合にあっては、その旨を付記すること。）
 - (3) 開催目的、審議事項及び議決事項
 - (4) 議事の経過の概要及びその結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 名以上が、記名押印をしなければならない。

第 5 章 理事会

第 29 条（理事会の構成）

理事会は、理事をもって構成する。

第 30 条（理事会の権能）

理事会は、この定款で別に定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議するべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) 役員を選任又は解任、職務及び報酬
- (4) 入会金及び会費の額
- (5) 借入金その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (6) 事務局の組織及び運営
- (7) その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

第 31 条（理事会の開催）

理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 代表理事が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の 3 分の 1 以上の理事から会議の目的を記載した書面または電磁的方法によって開催の請求があったとき。
- (3) 第 15 条第 4 項第 5 号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

第 32 条（理事会の招集）

理事会は、代表理事が招集する。

- 2 代表理事は、前条第 2 号及び第 3 号の規定による請求があったときは、その請求があった日から 14 日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面または電磁的方法をもって、少なくとも 5 日前までに通知しなければならない。

第 33 条（理事会の議長）

理事会の議長は、理事がこれに当たる。

第 34 条（理事会の定足等）

理事会には、第 25 条から第 28 条のまでの規定を準用する。この場合において、これらの条文中「総会」及び「正会員」とあるのは、それぞれ「理事会」及び「理事」と読み替えるものとする。

第 6 章 資産及び会計

第 35 条（資産の構成）

この法人の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄附金品
- (4) 財産から生じる収益
- (5) 事業に伴う収益

(6)その他の収益

第36条（資産の管理）

この法人の資産は、代表理事が管理し、その方法は、理事会の議決を経て代表理事が別に定める。

第37条（経費の支弁）

この法人の経費は、資産をもって支弁する。

第38条（事業計画及び予算）

この法人の事業計画及び活動予算は、代表理事が作成し、総会の議決を経て定める。

第39条（暫定予算）

代表理事は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

- 2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

第40条（事業報告及び決算）

この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、代表理事が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

- 2 決算上剰余金を生じたときは、次年度事業に繰り越すものとする。

第41条（長期借入金）

この法人が資金の借入れをしようとするときは、その事業年度収入をもって償還する短期借入金を除き、理事会において3分の2以上の議決を得なければならない。

第42条（事業年度）

この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第7章 事務局

第43条（設置等）

この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

- 2 事務局の職員は、代表理事が任免する。
- 3 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の議決を経て代表理事が別に定める。

第8章 定款の変更、解散及び合併

第44条（定款の変更）

この定款は、総会において正会員総数の2分の1以上が出席し、その出席者の4分の3以上の賛成の議決を経、かつ特定非営利活動促進法第25条第3項に規定する以下の事項を変更する場合、所轄庁の認証を得なければ変更することができない。

- (1) 目的
- (2) 名称
- (3) その行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類
- (4) 主たる事務所及びその他の事務所の所在地（所轄庁変更を伴うものに限る）
- (5) 社員の得喪に関する事項
- (6) 役員に関する事項（役員の定数に関する事項を除く）
- (7) 会議に関する事項
- (8) その他の事業を行う場合における、その種類その当該その他の事業に関する事項
- (9) 解散に関する事項（残余財産の帰属すべき事項に限る）
- (10) 定款の変更に関する事項

第45条（解散）

この法人は、特定非営利活動促進法第31条第1項第2号から第7号に規定によるほか、総会において正会員総数の2分の1以上の議決を経て解散する。

- 2 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能により解散する場合は、所轄庁の認定を受けなければならない。

第 46 条（残余財産の帰属）

この法人が解散したときに残存する財産は、解散を決議する総会で決める。

第 47 条（合併）

この法人は、総会において正会員総数の 2 分の 1 以上の議決を経、かつ所轄庁の認証を得て、他の特定非営利活動法人与合併することができる。

第 9 章 書類の備置き及び閲覧

第 48 条（書類の備置き）

この法人は、毎事業年度初めの 3 月以内に、前事業年度における次の資料を作成し、これらを、その翌々事業年度の末日までの間、主たる事務所に備え置かなければならない。

- (1) 前事業年度の事業報告書・財産目録・貸借対照表及び活動計算書
- (2) 役員名簿（前事業年度において役員であったことがある者全員の氏名及び住所又は居所並びにこれらの者について前事業年度における報酬の有無を記載した名簿）
- (3) 社員のうち 10 人以上の者の氏名及び住所または居所を記載した書面

第 49 条（閲覧）

会員及び利害関係人から前条の書類及び定款若しくはその認証若しくは登記に関する書類の写しの閲覧請求があったときは、これを拒む正当な理由がない限り、これに応じなければならない。

第 10 章 補 則

第 50 条（公告）

この法人の公告は官報においてこれを行う。ただし、法第 28 条の 2 第 1 項に規定する貸借対照表の公告及び法第 35 条第 2 項に規定する合併の認証後の異議申し出の公告については、この法人のホームページに掲載して行う。

第 51 条（委任）

この定款の施行について必要な事項は、総会の議決を経て代表理事が別に定める。

第 52 条（細則）

この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、代表理事がこれを定める。

附 則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次のとおりとし、その任期は、第 16 条第 1 項の規定にかかわらず、平成 18 年 3 月 31 日までとする。

代表理事	井ノ上知子
副代表理事	白根博紀
同	山根秀明
理事	綾仁千鶴子
同	石田剛
同	板垣正明
同	金坂浩史
同	田中国彦
同	田中隆一
同	森田俊作
同	脇田祥尚
監事	寺本和雄
同	妹尾訓明

- 3 この法人の設立当初の事業計画及び事業予算は、第 39 条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。

- 4 この法人の設立当初の事業年度は、第43条の規定にかかわらず、成立の日から平成17年3月31日までとする。
- 5 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。
 - (1) 入会金 2,000円
 - (2) 年会費 3,000円（但し、学生は無料とする）
- 6 この定款は平成24年8月30日から施行する。
- 7 この定款の変更は、所轄庁の認証の日（平成25年8月26日）から施行する。
- 8 この定款の変更は、所轄庁の認証の日（平成27年9月29日）から施行する。
- 9 この定款の変更は、所轄庁の認証の日（平成29年9月20日）から施行する。